

八王子市立学校内開放教室使用細目

(目的)

- 1 この細目は、八王子市立学校内開放教室の試行開放に関する基準（以下「基準」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の許可)

- 2 使用の許可は、学校教育、学校運営及び施設の維持管理に支障のない範囲で、原則として先着順で行うものとする。ただし、基準第6条に規定する別表2の申請する日の初日については、正午までの申請を同着として扱い、重複した場合は抽選で行う。また、15日までの申請については、原則として1学校につき、1週あたり1日のみ許可するものとする。なお、使用実態によっては、八王子市教育委員会で調整を行う。

(利用方法)

- 3 (1) 使用者は、指定された施設以外には立ち入らないこと。
(2) 騒音を出す等、近隣住民に迷惑が及ぶような行為をしないこと。
(3) 湯茶等が必要な場合は持参することとし、学校の湯沸かし等は使用しないこと。
(4) 学校敷地内における飲酒及び喫煙はしないこと。
(5) 使用終了時には、室内を使用前の状態に戻し、ごみは持ち帰ること。

(その他)

- 4 (1) 備品類は、教室に備付けの物以外は原則として使用しないこと。
(2) 団体又は個人の物は、学校に置かないこと。
(3) 駐車スペースが非常に小さいので自動車の乗り入れは必要最小限とすること。
(4) 使用者は、上履きを持参すること。
(5) キャンセルする場合は、早急に学校及び生涯学習スポーツ部生涯学習政策課に連絡すること。
(6) 使用にあたっては、学校施設開放員などの指示に従うこと。

附 則

この細目は、平成12年10月16日から施行する。

附 則

この細目は、平成16年 7月 1日から施行する。

附 則

この細目は、平成17年 3月22日から施行する。

附 則

この細目は、平成18年 3月28日から施行する。

附 則

この細目は、平成19年 3月 1日から施行する。

附 則

この細目は、平成21年 3月 6日から施行する。

附 則

この細目は、平成23年 3月 1日から施行する。

附 則

この細目は、平成24年 3月 1日から施行する。

附 則

この細目は、平成27年 3月 1日から施行する。